

中間市公園草刈り等報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園（自治会（中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱（平成23年中間市告示第27号）第2条第1号の自治会をいう。以下同じ。）が管理するものに限る、アスファルト舗装のものその他の日常的な維持管理の必要がないものを除く。以下同じ。）の草刈り等（除草、清掃その他の維持管理のための活動をいう。以下同じ。）の円滑な実施により公園の管理の適正化を図ることを目的として、公園の草刈り等を行う自治会に対し中間市ネーミングライツ事業実施要綱（令和4年中間市告示第70号）第14条の規定により納入されたネーミングライツ料の範囲内で中間市公園草刈り等報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し、中間市補助金等の交付に関する規則（昭和40年中間市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付を受けることができるものは、公園の草刈り等を行った自治会とする。

2 前項の規定にかかわらず、自治会が次に掲げる場合に該当するときは、報奨金の交付の対象とならない。

(1) 報奨金の交付を受ける年度において、公園の草刈り等に対して報奨金以外の補助その他の援助を受けたとき。

(2) 役員が、中間市暴力団排除条例（平成22年中間市条例第8号）第2条第2号の暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であるとき又は同条第1号の暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき。

(交付金額等)

第3条 報奨金の額は、次の各号に掲げる草刈り等を行った公園の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 500平方メートル未満 1公園当たり1万6,000円

(2) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満 1公園当たり1万8,000円

(3) 1,000平方メートル以上 1公園当たり2万円

2 報奨金の交付を受けることができる回数は、1の公園に対し、1の年度につき1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第4条 自治会の代表者は、公園の草刈り等を行った場合において、報奨金の交付を受けようとするときは、草刈り等を行った日の属する年度の2月末日までに公園草刈り等報奨金交付申請書兼請求書（別記様式）に、草刈り等を行った後の公園の写真その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、報奨金の交付の可否を決定する。

2 報奨金の交付の決定に係る通知は、次項の規定による報奨金の交付をもって代える。ただし、報奨金を交付しないことを決定したときは、書面により通知する。

3 市長は、第1項の規定により報奨金の交付を決定したときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、報奨金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により報奨金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第2条第2項各号に該当することが判明したとき。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により報奨金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、報奨金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

